

X I 履修等について

1 履修登録等

- (1) 修了要件単位数については、教育学研究科規程別表 2 に定める各専攻の履修基準単位数に従って修得してください。
- (2) 履修科目は、指導教員の指導のもとに年間の履修計画を立て、指定された期間に学内（研究室等）の Web により履修登録を行い、必ず登録の確認を行ってください。
なお、確認の結果、エラーとなった科目は、履修登録ができていません。講義番号等を確認し、再度登録してください。履修登録ができていない科目の履修及び単位修得は認められませんので留意してください。不明な点があれば、教育学系教務学生グループへお尋ねください。履修登録期間等の詳細は掲示等によりお知らせします。
- (3) 教育科学専攻の研究科共通科目、大学院共通科目及びプログラム専門科目（課題解決型科目）
※を除く各授業科目は、繰り返し履修が可能です。また、教職実践専攻の開設授業科目は繰り返し履修することはできません。なお、繰り返し履修した授業科目の 2 回目以降に修得した単位は、教員免許取得には使えませんので注意してください。
※教育データサイエンス学位プログラムの場合は、プログラム専門科目（課題解決型科目）に相当するプログラム専門科目（教育専門科目）を指す。
- (4) 修士課程で開講する「教育科学課題研究」は、指導教員毎に講義番号を設定しています。これらの講義番号については、オリエンテーションで配付する「講義番号一覧」を確認のうえ、履修登録をしてください。
- (5) 諸届及び提出物は指定された期日・時刻までに必ず提出してください。ただし、学生便覧で指定された期日が休日の場合は、翌日の指定された時刻までとします。
- (6) 学生に対する種々の連絡は、掲示により行いますので、講義棟の掲示板を必ず見てください。

2 上限単位数（専門職学位課程の学生のみ）

学生の 1 年間に履修登録できる単位数の上限は 42 単位とします（CAP 制）。ただし、現職教員学生については、2 年次の履修形態等を勘案し、44 単位まで履修登録することができます。
※CAP 制の詳細については、毎年度のオリエンテーション等で履修指導します。

3 学位論文の提出（修士課程の学生のみ）

学位論文は修了年度の 1 月 20 日（ただし、上記提出期限が土曜日又は日曜日の場合は、翌週月曜日が提出期限となります）までに、教育学系教務学生グループへ提出してください。

1 学期末・2 学期末・3 学期末に修了する見込みの者は、定められた期限（当該年度の教育学研究科授業日程計画を参照のこと）までに教育学系教務学生グループへ提出してください。

4 単位の認定及び成績の評価

- (1) 単位の認定は、授業時間の 3 分の 2 以上出席した者について、試験・レポート及び平素の成績等により、授業担当教員が行います。
- (2) 成績評価の方法は、各授業科目のシラバスに明記しており、授業終了時に行う最終評価（期末試験等）のみに偏重しないよう、期末試験、中間試験、小テスト、レポート提出、授業への

取組・受講態度などの多面的で多様な方法によって行います。

(3) 成績の評価は次のとおりです。

評語	評点 (整数)	基 準 等
A+	90～100点	到達目標を十分に達成し、極めて優秀な成果を収めている。
A	80～89点	到達目標を達成し、優秀な成果を収めている。
B	70～79点	到達目標を達成し、良好な成果を収めている。
C	60～69点	到達目標を概ね達成している。
F	0～59点	到達目標を達成していない。(単位を授与しない。)
認定	付さない	① 他の入学前の既修得単位及び転学、編入学等の既修得単位について、学部・研究科の判断により、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を授与する場合 ただし、本学において入学前に修得した単位は、評点により認定することができる。 ② 他の大学等において履修し修得した授業科目の単位又は大学以外の教育施設等における学修について、学部・研究科の判断により、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし単位を授与する場合で、評点により評価しがたい場合
修了	付さない	本学の開設する授業科目のうち、授業の特殊性に鑑み、評点により評価しがたいもの、若しくは一定の到達度をもって評価し単位を授与する場合
未修得	付さない	修了の評語をもって合格の評価とする授業科目で、不合格(単位を授与しない。)とする場合

5 定期試験等

- (1) 各授業科目の試験は、原則として学期末に各授業担当教員の指示する日・時限で行います。
- (2) 病気その他やむを得ない事故等のために受験できない者に対しては、試験を延期されることがあります。このような事態が発生した場合は、すみやかに授業担当教員に申し出て、指示に従ってください。受験延期を許可された者に対しては、当初の試験日から2か月以内(後期末試験の場合はその学年末まで)に追試験を行います。
- (3) レポート等は、指定された期限までに直接授業担当教員に提出しなければなりません。

6 受験心得

定期試験等の受験に関する注意事項は、下記のとおりです。各事項を充分熟読の上受験してください。

- (1) 受験する学生は特別の指示がない限り、試験開始時刻の5分前までに所定の教室に入室を完了すること。
- (2) 監督者が指定した座席において受験すること。
- (3) 受験中は必ず学生証を机上に置くこと。

ただし、学生証を紛失又は忘れた場合は、監督者に申し出て、その指示に従うこと。

- (4) 受験中、机の上に置くことができるものは、学生証、筆記用具及びその他特に許可されたものに限る。それ以外の携行品はカバン等に入れて、座席の下に置くこと。また、机の棚板（物入れ）には何も置かないこと。
- (5) 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、オーディオプレーヤー等の電子機器類は、必ず電源を切っておくこと。ただし、監督者が受験中に使用を許可する電子機器類は除く。
- (6) 解答用紙には、所属学部等名、入学年、番号及び氏名等の必要事項を必ず記入すること。
- (7) 試験開始後 20 分を経過するまでは退室できない。
- (8) 試験開始後 20 分を経過した場合は入室できない。
- (9) 答案用紙は、特に指定がない場合、教卓上に提出するか、又は監督者に直接手渡すこと。自己の机の上に置いて退室すると当該授業科目の単位は認定しない。
- (10) 受験にあたっては、厳正な態度で臨み、誤解を招くような態度や不正行為は厳に慎むこと。

なお、試験において不正行為を行った、不正行為を行おうとした、または不正行為を幫助した者に対しては、学則第 58 条（大学院学則第 49 条）により厳重な懲戒処分を行う。

試験における不正行為は次のとおりである。ここで、試験時間中とは、解答の開始から答案の提出までをいう（以下「試験時間中」という。）。

- 1) 代理（替玉）受験をしたり、させたりすること
- 2) 試験時間中に、使用が許可されていないノート及び参考書等並びに電子機器類その他試験問題の参考となり得る物品を参照すること又は使用すること
- 3) 試験時間中に、言語、動作又は電子機器類等により他人に教示すること又は教示を受けて解答に利用すること
- 4) 答案を交換すること
- 5) 試験時間中に、他の学生の答案をのぞき見すること
- 6) 試験時間中に、使用が許可されたノート及び参考書等並びに電子機器類を貸借すること
- 7) 監督者の注意又は指示に従わないこと
- 8) レポートにおいて、剽窃、改ざん及び捏造などを行うこと
- 9) その他、試験の公正な実施を妨げる行為を行うこと

また、不正行為が判明した場合は、当該行為が行われた時点において既に単位が認定されている授業科目を除いて、当該学期に履修している全ての授業科目（学期をまたがって履修する授業科目を含む。）の単位は認定しない。

7 成績の登録及び通知

- (1) 修得した授業科目の成績は、すべて学籍簿に登録されます。
- (2) 成績通知方法については、次の学期の始まる前に、別途掲示によりお知らせします。
- (3) 成績評価の方法等について、授業担当教員に随時、問い合わせることができます。但し、評点に係る問合せについては、成績開示後、8 日以内に行うものとします。
- (4) 成績評価等に係る問合せについて、授業担当教員から十分な回答が得られない場合、教育学系教務学生グループを通じて教務委員会に異議を申し立てることができます。

第5条 研究科の専門職学位課程として教職実践専攻を置く。

2 研究科の修士課程として教育科学専攻を置く。

(学位プログラム)

第6条 教育科学専攻に、次の各号に掲げる学位プログラムを置く。

一 教育学学位プログラム

二 教育データサイエンス学位プログラム

(特別プログラム)

第6条の2 教職実践専攻に、第2条第1項の目的に加え、教育職員普通免許状（一種）（以下「一種免許状」という。）を有しない者が教育職員普通免許状（専修）（以下「専修免許状」という。）の取得のための所要資格を得ることを目的とした次の各号に掲げる特別プログラムを置く。

一 学校教員養成特別プログラム

二 養護教諭養成特別プログラム

(学期)

第6条の3 研究科の1学年における授業期間を4学期に分ける。

(授業科目及び研究指導)

第7条 研究科の授業科目及びその単位数は別表1に掲げるとおりとする。ただし、別表1に掲げる授業科目のほか、教授会の議を経て特別に授業科目を開設することがある。

2 研究科における学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）については、別に定めるところによる。

(指導教員)

第8条 教職実践専攻は、授業科目の履修の指導を行うため、各学生ごとに指導教員を定める。

2 教育科学専攻は、授業科目の履修の指導及び研究指導を行うため、各学生ごとに指導教員を定める。

3 指導教員は、研究科担当の専任の教授とする。ただし、必要があるときは、教授会が認めた研究科担当の専任の准教授とすることができる。

(教育方法)

第9条 教職実践専攻における教育は、授業科目の授業によって行うものとする。

2 教育科学専攻における教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第10条 研究科において教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

2 前項の取扱いに関し必要な事項については、別に定める。

(授業の方法)

第10条の2 授業は講義、演習、実験又は実習のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 教職実践専攻においては、前項のほか事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適当な方法により授業を行うものとする。

(履修方法)

第11条 教職実践専攻の学生は、別表1に掲げる授業科目のうちから指導教員の指導を受けて、別表2(1)に定める単位以上を履修しなければならない。

2 教育科学専攻教育学学位プログラムの学生は、別表1に掲げる授業科目のうちから指導教員の指導を受けて、別表2(2)－1に定める単位以上を履修し、かつ、研究指導を

受けなければならない。

- 3 教育科学専攻教育データサイエンス学位プログラムの学生は、別表1に掲げる授業科目のうちから指導教員の指導を受けて、別表2(2)－2に定める単位以上を履修し、かつ、研究指導を受けなければならない。
- 4 前2項の規定にかかわらず、第10条第1項の規定に基づく教育方法の特例により授業科目を履修し、研究指導を受ける学生は、教授会の協議を経て、別表2(2)－3に定める単位以上を履修することができる。
- 5 学生は、履修しようとする授業科目について、指定した期限内に所定の手続きにより研究科長に届け出なければならない。
- 6 前項の期限内に所定の手続きを完了しない者は、履修を認めない。ただし、特別の事情がある場合に限り、履修を認めることがある。
- 7 学生は、指導教員の承認を得て、本学大学院の他の研究科の授業科目を履修することができる。
- 8 特別プログラムの学生は、一種免許状授与の所要資格を得るための授業科目を履修するものとする。

(他の大学の大学院における授業科目の履修)

第11条の2 他の大学(外国の大学を含む。)の大学院の授業科目を履修しようとするときは、所定の様式により指導教員を経て、研究科長に願い出なければならない。

- 2 前項の規定により学生が修得した単位は、15単位を限度として、課程修了の要件となる単位としてみなすことができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により教職実践専攻の学生が修得した単位は、23単位を限度として、課程修了の要件となる単位としてみなすことができる。

(他大学の大学院等の研究指導)

第11条の3 研究科において教育研究上有益と認めるときは、教育科学専攻の学生が他大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを当該大学又は研究所等との協議に基づき認めることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

- 2 前項の規定により学生が受けた研究指導は、課程修了の要件となる必要な研究指導とみなすことができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第12条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、研究科長は、教授会の議を経て、長期履修学生としてその計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることがある。

- 2 長期履修の取扱いに関し、必要な事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第13条 授業科目の単位の計算方法については、次の基準によるものとする。

- 一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- 二 演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- 三 実験及び実習については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

(単位修得の認定)

第14条 各授業科目の単位の認定は、試験、研究報告又は平素の成績等により、担当教員が行うものとする。

- 2 本学大学院の他の研究科又は他大学の大学院で修得した単位の認定は、当該大学院等の発行した単位修得証明書により教授会において行うものとする。

(連携協定に基づく教員研修等における学修)

第14条の2 教職実践専攻においては、独立行政法人教職員支援機構若しくは教育委員会との連携協定又は外国の大学等との大学間交流協定若しくは部局間交流協定によって実施され、研究科が当該課程の教育水準を有すると認める教員研修等における学修を、当該課程における授業科目の履修とみなし、単位を授与することができる。

2 前項の規定により授与することができる単位数は、第11条の2第3項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて23単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位)

第15条 研究科において教育研究上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に本学若しくは他の大学の大学院又は外国の大学院（外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修した場合及び外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修した場合を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条により準用する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項及び専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第28条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、転学等の場合を除き、15単位を限度として課程修了の要件となる単位とみなすことができる。

2 前項の規定によりみなすことのできる単位数は、第11条の2第2項により修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

3 教職実践専攻においては、学生が当該課程に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、当該課程における授業科目の履修とみなし、単位を授与することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、教職実践専攻においては、第1項及び前項の規定により、修得したものとみなし、又は授与することのできる単位数は、第11条の2第3項及び第14条の2第2項により修得したものとみなし、又は授与することのできる単位数と合わせて23単位を超えないものとする。

(追試験)

第16条 病気その他やむを得ない事情により、正規の試験を受けることができなかった者については追試験を行うことができる。

(成績評価基準の明示等)

第17条 教職実践専攻は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示する。

2 教職実践専攻は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

第17条の2 教育科学専攻は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示する。

2 教育科学専攻は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

(指導教員の変更)

第18条 指導教員の変更は認めない。ただし、特別の事情がある者に限り、教授会の議を経て許可することがある。

(修了要件)

第18条の2 教職実践専攻の修了要件は、2年以上在学し、46単位以上を修得するこ

ととする。ただし、在学期間に関しては、研究科に入学する前の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教員としての実務の経験を有する者（以下「実務経験者」という。）について、別表2(1)の学校における実習科目により修得する単位の全部又は一部を免除するときは、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別プログラムの修了要件は、3年以上在学し、46単位以上修得し、かつ、専修免許状の取得に必要な所定の単位以上を修得することとする。ただし、在学期間に関しては、一種免許状の取得に必要な所定の単位数の取得状況を勘案して、1年を超えない範囲で研究科が定める期間、在学したものとみなすことができる。
- 3 研究科において教育上有益と認めるときは、教職実践専攻において、実務経験者について10単位を超えない範囲で、別表2の学校における実習科目により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。ただし、免除することができる単位数は、第11条の2第3項、第14条の2第2項及び第15条第5項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて23単位を超えないものとする。
- 4 教育科学専攻の修了要件は、2年以上在学し、教育学学位プログラムにあっては34単位以上、教育データサイエンス学位プログラムにあっては38単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、研究科の行う学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。
- 5 第15条第1項の規定により、修了要件となる単位を修得したと認めるときは、その単位数、修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲で研究科が定める期間、在学したものとみなすことができる。ただし、研究科には少なくとも1年以上在学するものとする。

（学位論文の提出）

第19条 学位論文を提出しようとする者は、前条第5項の在学したものとみなす期間を含めて1年以上在学し、15単位以上を修得していなければならない。

（学位論文及び最終試験）

第20条 最終試験は、第11条第2項、第3項又は第4項に定めた単位を修得し、かつ、学位論文を提出した者について行う。

- 2 学位論文の提出及び最終試験の期日は、あらかじめ指示する。

（学位）

第20条の2 教職実践専攻を修了した者には、教職修士（専門職）の学位を授与する。

第20条の3 教育科学専攻を修了した者には、修士の学位を授与する。

- 2 学位に付記する専攻分野の名称は、教育学又は教育データサイエンスとする。

（科目等履修生）

第21条 本学大学院の学生以外の者で、研究科の授業科目の履修を志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生の取扱いについては、別に定める。

（特別聴講学生）

第22条 他大学（外国の大学を含む。）の大学院の学生で研究科の授業科目の履修を志願する者は、所定の願書を添え、当該大学の大学院を経て、研究科長に願い出なければならない。

（研究生）

第23条 研究科において特定の事項について研究を希望する者があるときは、教授会において選考のうえ、研究生として入学を許可することがある。

別表2 履修基準単位数

(1) 教職実践専攻

科目区分 専攻	共通科目	選択科目	学校における 実習科目	計
教職実践専攻	26	10	10	46

(備考)

特別プログラムの学生は、上記表に加えて教育職員普通免許状（一種）授与の所要資格を得るための授業科目を履修するものとする。

(2)－1 教育科学専攻 教育学学位プログラム（第11条第2項関係）

科目区分 専攻	研究科共通科目	大学院共通科目	プログラム 専門科目		大学院共通科目 (課題研究)	計
			課題解決型 科目	講義・演習 科目		
教育科学専攻	1	3	8	18	4	34

(2)－2 教育科学専攻 教育データサイエンス学位プログラム（第11条第3項関係）

科目区分 専攻	研究科共通科目	大学院共通科目	プログラム 専門科目		大学院共通科目 (課題研究)	計
			教育専門 科目	教育データサ イエンス科目		
教育科学専攻	1	3	13	17	4	38

(2)－3

教育科学専攻 教育学学位プログラム（第11条第4項関係）

専攻 科目区分	研究科共通科目	大学院共通科目	プログラム 専門科目		大学院共通科目 (課題研究)	計
			課題解決型 科目	講義・演習 科目		
教育科学専攻	30				4	34

教育科学専攻 教育データサイエンス学位プログラム（第11条第4項関係）

専攻	科目区分	研究科共通科目	大学院共通科目	プログラム 専門科目		大学院共通科目 (課題研究)	計
				教育専門 科目	教育データサ イエンス科目		
教育科学専攻			3 4			4	3 8